

作成日 2010年 7月20日
 改定日 2014年 2月 3日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	ハイアルコールスプレー
会社名	ライオンハイジーン株式会社
住所	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル6階
担当部所	企画開発部 開発研究所
電話番号	03-3616-3159
FAX番号	03-3616-3208
緊急連絡先	03-3616-3159
製品の用途	アルコール製剤(食品添加物)
整理番号	2115

2. 危険有害性の要約

最重要危険有害性及び影響	引火性の高い液体および蒸気である 重篤な眼への刺激性がある 遺伝性疾患のおそれがある 生殖能または胎児への悪影響のおそれがある 呼吸器への刺激のおそれがある 眠気およびめまいのおそれがある 長期または反復暴露による肝臓の障害がある 長期または反復暴露による神経の障害のおそれがある
--------------	---

【GHS分類】

物理化学的危険性	:	
火薬類	:	分類対象外
可燃性／引火性ガス	:	分類対象外
可燃性／引火性エアゾール	:	分類対象外
支燃性／酸化性ガス	:	分類対象外
高圧ガス	:	分類対象外
引火性液体	:	区分2
可燃性固体	:	分類対象外
自己反応性化学品	:	分類対象外
自然発火性液体	:	区分外
自然発火性固体	:	分類対象外
自己発熱性化学品	:	分類できない
水反応可燃性化学品	:	区分外
酸化性液体	:	区分外
酸化性固体	:	分類対象外
有機過酸化物	:	分類対象外
金属腐食性物質	:	分類できない
人健康有害性	:	
急性毒性 経口	:	区分外
経皮	:	分類できない
吸引 (ガス)	:	分類対象外
(蒸気)	:	区分外
(粉塵、ミスト)	:	区分外
皮膚腐食性/刺激性	:	区分外
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:	区分2A
呼吸器感作性または皮膚感作性	:	分類できない
生殖細胞変異原性	:	区分1B
発がん性	:	区分外
生殖毒性	:	区分1A
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	:	区分3
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	:	区分1
吸引性呼吸器有害性	:	区分2
環境有害性	:	
水生環境有毒性(急性)	:	区分外

水生環境有毒性(慢性)

区分外

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

注意書き

予防策

応急措置

保管

廃棄

危険

引火性の高い液体および蒸気

重篤な眼への刺激性

遺伝性疾患のおそれ

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気およびめまいのおそれ

長期または反復暴露による肝臓の障害

長期または反復暴露による神経の障害のおそれ

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

必要に応じて個人用保護具を使用すること。

保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること。

換気の良い場所でのみ使用すること。

ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

吸入した場合:呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚または髪に付着した場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

衣類にかかった場合:直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。

暴露または暴露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。

火災の場合には、適切な消火方法をとること。

容器を密閉して涼しく換気のよいところで施錠して保管すること。

内容物/容器を許可を受けた産業廃棄物業者に委託し、関連法規等を順守し廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質/混合物の区別

混合物

化学特性

アルコール製剤

成分及び濃度

エチルアルコール

化学名

64-17-5

CAS No.

67.9

含有量(重量%)

化審法2-202

官報公示整理番号(化審法)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。めまいなどの症状がひどい場合は、直ちに医療処置を受けること。

皮膚に付着した場合

製品に触れた部分を水または微温湯を流しながら洗浄する。外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、直ちに医療処置を受けること。

- 目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。清浄な水で数分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受けること。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみすみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、コップ1-2杯の水または牛乳を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。
- 応急措置をする者の保護 : 適切な保護具を着用すること。有機溶剤用の保護マスクがあれば着用する。火気に注意する。

5. 火災時の措置

- 消化剤 : アルコホーム消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 火災時の特有の危険有害性 : 情報なし
- 特有の消火方法 : 適切な保護具を着用する。
火元への燃焼源を絶ち、可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
指定の消火剤を使用する。
消火作業は、風上から行う。
- 消火を行う者の保護 : 消火の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。
漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
充分に換気を行う。
- 環境に対する注意事項 : 漏出物を直接河川や下水に流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法 : 少量の場合は、吸着剤(おがくず、土、砂、ウエス等)で吸着させて、密閉できる空容器に回収する。
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- 二次災害の防止法 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。
火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、適切な保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
キャップを開ける時は原液が飛び出さないように注意する。また、容器を移動する時は、キャップをしっかりと閉める。
- 注意事項 : 他の薬剤、洗浄剤とは混ぜない。
他の容器に移し替えて使用しない。
使用済みの空容器はよく洗ってから処理する。
用途以外に使用しない。
子供の手の届かない場所に保管する。
- 安全取扱い注意事項 : 火気その他点火源となるおそれのあるものを接近させたり、加熱しない。
蒸気の発散を抑え、換気を心掛け、作業環境を許容濃度以下に維持する。
容器はその都度、閉栓する。
作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。

保管

- 技術的対策 : 消防法等の関連法令に準拠した保管場所を設ける。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
- 適切な保管条件 : 直射日光を避け、換気のよい冷暗所に保管する。
強酸化性物質、火源の近くに保管しない。
- 安全な容器包装材料 : 製品使用容器に準じる。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- : 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用する。

管理濃度	排気装置を設置し、蒸気が滞留しないようにする。
許容濃度	取扱い場所の周囲には高温、発火源となるものを設置しない。
日本産業衛生学会	設定されていない。
ACGIH	(2005年度版) 設定されていない。
保護具	(2005年度版) TWA 1,000ppm (エチルアルコール)
呼吸器の保護具	密閉された場所では送気マスクを着用する。
手の保護具	保護手袋
目の保護具	保護眼鏡、保護面
皮膚及び身体の保護具	保護前掛け
適切な衛生対策	清浄な作業服、帽子、安全靴等を着用。

9. 物理的及び化学的性質

外観	無色～淡緑黄色透明液体
臭い	特有な芳香臭(アルコール臭)
pH	4.2～5.2(原液)
融点/凝固点	データなし
沸点、初留点と沸騰範囲	データなし
引火点	22°C(密閉式)
自然発火温度	データなし
燃焼性	データなし
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
蒸発速度	データなし
比重	0.88g/cm³ (15°C)
溶解性	水可溶
オクタノール/水分配係数	データなし
分解温度	データなし
その他のデータ	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の取扱いにおいては安定である。但し、40°C以上の高温及び、直射日光下での長期放置は品質劣化を起こすので避けること。
危険有害反応可能性	次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニアと徐々に反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 硝酸、硝酸銀、硫酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	高温への暴露
混合危険物質	強酸化剤、次亜塩素酸カルシウム、アンモニア
危険有害な分解生成物	一酸化炭素
その他	データなし

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) ラット LD ₅₀ 5g/kg ¹⁾ (エチルアルコール)
急性毒性 (経皮)	(製品のデータ) データなし
急性毒性 (吸入:ガス)	データなし
急性毒性 (吸入:蒸気)	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) ラット LC ₅₀ 20,000ppm/10hr ²⁾ (エチルアルコール)
急性毒性 (吸入:粉塵、ミスト)	(製品のデータ) データなし (成分のデータ)

	ラット LC ₅₀ 63,000ppm/4hr (118mg/L) ¹⁾ (エチルアルコール)
皮膚腐食性/刺激性	(製品のデータ) データなし
眼に対する重篤な損傷/刺激性	(製品のデータ) 情報なし (成分のデータ) OECD TG405 及び Draize test に従った試験より moderate と分類されている。 ¹⁾ (エチルアルコール) ヒトで角膜上皮の傷害、結膜充血は1,2日間で回復する。 ³⁾ (エチルアルコール)
呼吸器感作性又は皮膚感作性	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) 動物試験で有意の皮膚感作性は見られない。 ^{1), 3), 4)} (エチルアルコール)
生殖細胞変異原性	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) ラットおよびマウスにおける優性致死の報告およびマウス生殖細胞における異数性誘発の報告がある。 ^{5), 6)} (エチルアルコール)
発がん性	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) IARCで「アルコール性飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ1に分類しているが、これはアルコール性飲料を習慣的に摂取するヒトの多数の疫学調査に基づき、アルコール性飲料と食道系及び肝臓がんの因果関係を認めたものである。 ¹⁾ (エチルアルコール)
生殖毒性	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) アルコールの習慣的な大量摂取によりヒト胎児に対する奇形その他の悪影響が多数報告されている。 ¹⁾ (エチルアルコール)
特定標的臓器毒性(単回暴露)	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) ヒトでエタノールの経口摂取により中枢神経系に急性中毒作用を及ぼし、死に至ることがある。 ¹⁾ (エチルアルコール) ヒトで5000ppm(9.4mg/L)の吸入により気道刺激性、昏迷、病的睡眠を起こす。 ³⁾ (エチルアルコール)
特定標的臓器毒性(反復暴露)	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) ヒトでエタノールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起こすが、最も悪影響を与える標的器官は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と纖維化を経て肝硬変に至る。 ¹⁾ (エチルアルコール) アルコール中毒患者の禁断症状(振戦症状、てんかん、精神錯乱)の記載。 ⁷⁾ (エチルアルコール)
吸引性呼吸器有害性	データなし
その他の情報	:

12. 環境影響情報

生態毒性	(製品のデータ) データなし (成分のデータ) 甲殻類(オオミジンコ) LC ₅₀ (48hr) 5463.9mg/L ⁸⁾ (エチルアルコール)
残留性/分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし

他の有毒影響 : データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

汚染容器・包材 : 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規則

国連分類 : クラス3

国連番号 : 1170

品名(国連輸送名) : エチルアルコール

海洋汚染物質 : 該当しない

国内規則

陸上輸送 : 消防法、毒劇物取締り法、高圧ガス保安法、道路法等に定められている輸送方法に従う。

海上輸送 : 船舶法に定められている輸送方法に従う。

航空輸送 : 航空法に定められている輸送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件 : 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

消防法 : 危険物第4類、アルコール類 (指定数量400L)

労働安全衛生法 : 第57条の2第1項 (通知対象物 政令番号第61号)

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない

化学物質の審査及び製造等の

規則に関する法律(化審法) : 該当しない

海洋汚染防止法 : 政令別表第1 有害性物質(Z類)

食品衛生法 : 食品添加物

16. その他の情報

参考文献 : 1) DFGOT(1996)

2) RTECS(2004)

3) ACGIH(2001)

4) IUCLID(2000)

5) DFG vol.12(1999)

6) IARC vol.144(1988)

7) HSDB(2003)

8) ECETOC(2003)

記載内容の : この情報は、新しい知見に基づき改訂があります。

取扱い : 記載内容は現時点での入手できた資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。